

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

条 例

- 条例第1号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第2号 宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第3号 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…6

規 則

- 規則第3号 宇治市職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則の一部を改正する規則……………（人事課）…6
- 規則第4号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）…6

告 示

- 告示第19号 平成30年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧……………（資産税課）…6
- 告示第20号 宇治市自治功労者表彰規程の一部を改正する規程……………（秘書広報課）…7

監 査 委 員

- 公表第5号 定期監査の結果の報告……………7

条 例

宇治市長 山本 正

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月15日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第1号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附則第12項中「当分」を「平成30年3月31日まで」に改め、附則に次の2項を加える。

18 平成30年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額、第3条各号の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその100分の10の額を、副市長にあつてはその100分の8の額を、教育長にあつてはその100分の7の額を減じて得た額とする。

19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第5条第2項の規定は、平成29年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例（昭和61年宇治市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「以後」を「から平成30年3月31日までの間」に改め、同項中「当分」を「平成30年3月31日まで」に、「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第3条各号」を「同条例第3条各号」に改め、附則に次の1項を加える。

（平成30年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例）

6 平成30年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

（揭示済）

宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月15日

宇治市条例第2号

宇治市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（宇治市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「100分の85」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

第25条の3ロ「、第10条の3」を削る。

附則第19項の表以外の部分中「当分」を「平成30年3月31日まで」に、「とき」を「場合」に改め、附則に次の4項を加える。

22 職務の級が6級から8級までである職員（管理職員に限る。）の給料月額は、平成30年4月1日から当分の間、第3条から第4条までの規定により定められる給料月額から、当該給料月額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を減じて得た額とする。

職員の区分	割合
職務の級が6級である職員	100分の3
職務の級が7級である職員	100分の4
職務の級が8級である職員	100分の5

23 前項の規定は、給料月額の調整額並びに地域手当の月額並びに期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額を算定する場合においては、適用しない。

24 附則第22項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第12条及び附則第12項の規定の適用については、同条中「第16条に規定する勤務1時間当りの給与額」とあり、及び同項中「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「附則第22項の規定により算定した給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額」とする。

25 平成30年度に行う職員の昇給に係る第4条第3項の規定の適用については、同項中「1年間」とあるのは、「9月から1年までの間において任命権者が定める期間」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第3条の2、第4条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,400	195,100	231,800	265,300	291,600	322,500	366,900	412,800
	2	145,500	196,900	233,400	267,200	293,800	324,700	369,500	415,300
	3	146,700	198,800	234,900	269,000	296,200	327,100	372,000	417,800
	4	147,800	200,600	236,500	271,200	298,300	329,300	374,700	420,200
	5	148,900	202,200	238,100	273,000	300,300	331,500	376,600	422,100
	6	150,100	204,000	239,800	274,900	302,700	333,500	379,100	424,500
	7	151,200	205,900	241,300	276,800	305,000	335,800	381,400	426,600
	8	152,300	207,700	242,900	279,000	307,200	338,000	384,000	428,800
	9	153,400	209,400	244,200	281,100	309,200	340,000	386,500	430,800
	10	154,800	211,200	245,800	283,100	311,600	342,200	389,200	433,000
	11	156,100	213,000	247,400	285,200	313,800	344,300	391,900	435,100
	12	157,500	214,900	248,800	287,300	316,100	346,500	394,600	437,200
	13	158,800	216,300	250,300	289,300	318,300	348,300	397,000	438,900
	14	160,300	218,100	251,800	291,400	320,400	350,300	399,400	440,800
	15	161,800	219,800	253,100	293,400	322,600	352,500	401,600	442,800
	16	163,400	221,700	254,600	295,500	324,700	354,500	404,000	444,800
	17	164,700	223,400	256,100	297,400	326,800	356,200	405,800	446,700
	18	166,300	225,100	257,800	299,400	328,800	358,200	407,900	448,600
	19	167,800	226,700	259,500	301,500	330,800	360,100	409,800	450,400
	20	169,300	228,300	261,300	303,600	332,800	362,000	411,600	452,100
	21	170,700	229,900	263,000	305,600	334,700	364,000	413,500	453,900
	22	173,500	231,600	264,800	307,700	336,800	365,900	415,400	455,500
	23	176,100	233,200	266,500	309,700	338,800	368,000	417,200	456,900
	24	178,700	234,800	268,200	311,900	340,900	369,900	419,100	458,400
	25	181,500	236,000	270,300	313,600	342,300	371,900	420,900	459,800
	26	183,200	237,500	272,200	315,700	344,300	373,800	422,400	461,100
	27	184,900	239,000	274,000	317,700	346,200	375,900	424,000	462,400
	28	186,600	240,300	275,800	319,800	348,100	377,900	425,600	463,700
	29	188,100	241,600	277,500	321,600	349,800	379,400	427,200	464,700
	30	190,000	242,800	279,500	323,600	351,800	381,200	428,500	465,400
	31	191,800	243,800	281,400	325,700	353,700	383,100	429,800	466,200
	32	193,500	245,000	283,100	327,900	355,500	384,700	431,100	466,900
	33	195,100	246,400	284,700	329,200	357,400	386,500	432,300	467,600
	34	196,600	247,600	286,700	331,200	359,300	387,900	433,600	468,400
	35	198,200	248,800	288,500	333,100	361,100	389,400	434,900	469,100
	36	199,700	250,100	290,400	335,300	362,800	391,100	436,100	469,700
	37	201,000	251,000	292,000	337,200	364,200	392,500	437,300	470,200
	38	202,300	252,400	293,700	339,100	365,500	393,700	438,100	470,800
	39	203,600	253,900	295,600	341,100	367,000	394,900	438,900	471,500
	40	204,900	255,400	297,400	343,100	368,400	396,000	439,800	472,100
	41	206,300	256,800	299,000	345,000	369,700	397,100	440,400	472,600

再任
用職
員以
外の
職員

42	207,600	258,200	300,700	346,900	370,600	398,300	441,100	473,100
43	208,900	259,600	302,300	348,700	371,700	399,600	441,800	473,500
44	210,200	260,900	303,900	350,700	372,800	400,700	442,500	473,800
45	211,400	262,200	305,500	352,200	373,600	401,400	443,300	474,100
46	212,700	263,500	307,200	353,600	374,500	402,100	444,100	474,600
47	214,100	264,900	308,800	355,100	375,500	402,800	444,500	475,000
48	215,400	266,200	310,600	356,600	376,400	403,500	445,200	475,300
49	216,500	267,400	311,600	358,200	377,300	404,100	445,700	475,600
50	217,600	268,500	313,100	359,100	378,100	404,700	446,100	476,100
51	218,600	269,800	314,600	360,300	378,900	405,200	446,500	476,500
52	219,700	271,200	316,200	361,300	379,700	405,600	446,900	476,800
53	220,800	272,200	317,800	362,200	380,400	406,000	447,400	477,100
54	221,900	273,300	319,500	363,300	381,100	406,300	447,800	477,600
55	222,800	274,600	321,100	364,200	381,800	406,600	448,200	478,000
56	223,800	275,900	322,600	365,300	382,500	407,000	448,500	478,300
57	224,300	276,900	324,100	366,200	383,100	407,300	448,800	478,600
58	225,200	278,000	325,300	367,000	383,700	407,600	449,200	479,100
59	226,000	278,900	326,600	367,700	384,300	407,900	449,500	479,500
60	226,900	280,000	327,800	368,400	385,000	408,200	449,800	479,800
61	227,600	281,100	328,500	368,800	385,400	408,500	450,100	480,100
62	228,600	282,100	329,400	369,400	386,100	408,800	450,500	480,600
63	229,400	283,000	330,200	370,100	386,700	409,100	450,800	481,000
64	230,400	284,000	331,000	370,800	387,300	409,400	451,100	481,300
65	231,100	284,600	331,900	371,100	387,700	409,700	451,400	481,600
66	231,900	285,500	332,300	371,800	388,300	410,000	451,800	
67	232,800	286,300	333,000	372,500	388,900	410,300	452,100	
68	233,900	287,200	333,800	373,200	389,500	410,600	452,400	
69	234,600	288,200	334,700	373,500	389,900	410,800	452,700	
70	235,300	289,000	335,400	374,100	390,400	411,100	453,100	
71	235,900	289,800	336,100	374,900	391,000	411,400	453,400	
72	236,700	290,600	336,800	375,500	391,600	411,700	453,700	
73	237,500	291,400	337,300	375,800	391,900	411,900	454,000	
74	238,300	291,900	337,900	376,400	392,300	412,200	454,400	
75	239,000	292,300	338,400	377,100	392,700	412,500	454,700	
76	239,600	292,800	339,000	377,700	393,100	412,700	455,000	
77	240,300	292,900	339,300	378,100	393,400	412,900	455,300	
78	241,100	293,300	339,800	378,600	393,700	413,200		
79	241,900	293,500	340,200	379,200	394,000	413,500		
80	242,600	293,900	340,700	379,700	394,300	413,700		
81	243,200	294,200	341,100	380,200	394,500	413,900		
82	243,900	294,400	341,600	380,800	394,800	414,200		
83	244,600	294,800	342,100	381,300	395,100	414,500		
84	245,300	295,100	342,700	381,600	395,300	414,700		
85	246,000	295,400	343,000	382,000	395,500	415,000		
86	246,700	295,700	343,400	382,500	395,800	415,300		
87	247,400	296,000	343,900	383,000	396,100	415,600		
88	248,100	296,400	344,300	383,400	396,300	415,800		

	89	248, 700	296, 700	344, 600	383, 800	396, 500	416, 000		
	90	249, 200	297, 100	345, 000	384, 300	396, 800	416, 300		
	91	249, 500	297, 400	345, 500	384, 700	397, 100	416, 600		
	92	249, 900	297, 800	345, 900	385, 100	397, 300	416, 800		
	93	250, 200	297, 900	346, 100	385, 400	397, 500	417, 000		
	94		298, 100	346, 500	385, 900	397, 800	417, 300		
	95		298, 500	347, 000	386, 300	398, 100	417, 600		
	96		298, 900	347, 400	386, 700	398, 300	417, 800		
	97		299, 100	347, 500	387, 000	398, 500	418, 000		
	98		299, 400	348, 000	387, 500	398, 800	418, 300		
	99		299, 800	348, 400	387, 900	399, 100	418, 600		
	100		300, 200	348, 700	388, 300	399, 300	418, 800		
	101		300, 400	349, 000	388, 600	399, 500	419, 000		
	102		300, 700	349, 400	389, 100	399, 800	419, 300		
	103	301, 100	349, 800	389, 500	400, 100	419, 600			
	104	301, 400	350, 200	389, 900	400, 300	419, 800			
	105	301, 600	350, 800	390, 200	400, 500	420, 000			
	106	301, 900	351, 200	390, 700	400, 800				
	107	302, 400	351, 600	391, 100	401, 100				
	108	302, 700	352, 000	391, 500	401, 300				
	109	302, 900	352, 500	391, 800	401, 500				
	110	303, 300	352, 900	392, 300	401, 800				
	111	303, 700	353, 200	392, 700	402, 100				
	112	304, 000	353, 500	393, 100	402, 300				
	113	304, 100	354, 000	393, 400	402, 500				
114	304, 400	393, 900		402, 800					
115	304, 700	394, 300		403, 100					
116	305, 100	394, 700		403, 300					
117	305, 300		395, 000	403, 500					
118	305, 500		395, 500						
119	305, 800		395, 900						
120	306, 100		396, 300						
121	306, 500		396, 600						
122	306, 700		397, 100						
123	307, 000		397, 500						
124	307, 300		397, 900						
125	307, 600		398, 200						
再任用職員		189, 700	217, 500	258, 000	277, 600	292, 900	318, 700	360, 900	394, 400

別表第2中「

主査又は困難な業務を処理する主任の職務

」

を「

に、「係

- (1) 係長、主査又は困難な業務を処理する主任の職務
- (2) 前号に規定する職務に準ずる職務で、規則で定めるもの

長」を「、困難な業務を処理する係長」に改める。

(宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年宇治市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成30年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中第17条の4第2項、第25条の3及び別表第1の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用し、改正後の条例第17条の4第2項の規定は、平成29年6月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条による改正前の宇治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

4 宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

13 給与条例附則第22項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第2条の5に規定する職員の給料の月額、同項の規定にかかわらず、給与条例第3条から第4条まで及び第7条の規定により定められる額とする。

（宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

5 宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 宇治市職員の給与に関する条例附則第22項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第9条の規定の適用については、同条中「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「附則第22項の規定により算定した給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額」とする。

（揭示済）

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年3月15日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第3号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（平成24年宇治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項ロ「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第12条第2項の規定は、平成29年6月1日から適用する。

（期末報酬の内払）

2 改正後の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末報酬は、改正後の条例の規定による期末報酬の内払とみなす。

（揭示済）

規 則

宇治市職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月15日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第3号

宇治市職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則の一部を改正する規則

宇治市職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則（平成6年宇治市規則第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「100分の145」を「100分の150」に、「100分の45」を「100分の50」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年12月29日から適用する。

（時間外勤務手当及び休日勤務手当の内払）

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則の規定に基づいて支払われた時間外勤務手当及び休日勤務手当は、改正後の規則の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の内払とみなす。

（揭示済）

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月15日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第4号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和41年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ロ「100分の170」を「100分の180」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第12条第1項の規定は、平成29年6月1日から適用する。

（勤勉手当の内払）

2 改正後の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の規定に基づいて支払われた勤勉手当は、改正後の規則の規定による勤勉手当の内払とみなす。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第19号

平成30年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の

縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成30年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

平成30年3月23日

宇治市長 山本 正

縦覧場所	宇治市総務部資産税課
縦覧期間	平成30年4月2日から5月1日まで (二曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
縦覧時間	午前9時から午後4時30分まで
縦覧対象者	固定資産税の納税者及びその代理人 ※ 納税者本人であることが確認できる書類が必要です（例：納税通知書・課税明細書・運転免許証・旅券・健康保険証・個人番号カード等）。 ※ 納税者の代理人が縦覧するときは、納税者本人が作成した委任状及び代理人本人であることが確認できる前述の書類が必要です（同居の親族又は納税管理人は、納税通知書又は課税明細書を提示することにより、委任状に代えることができます。）。
審査の申出	固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

宇治市告示第20号

宇治市自治功労者表彰規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

平成30年3月23日

宇治市長 山本 正

宇治市自治功労者表彰規程の一部を改正する規程

宇治市自治功労者表彰規程（昭和27年宇治市告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「の職」を「及び教育長の職」に改め、同条第4項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号中「もの」を「者」に改め、同項第3号中「もの」を「者」に、「自治功労者」を「功労者」に、「認められた」を「認められる」に改め、同条第5項中「第1項の」を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成30年3月15日

宇治市監査委員
小 山 茂 樹
森 真 二
水 谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成29年度上下水道部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成30年1月4日から同年2月22日まで

第4 監査の概要

この監査は、上下水道部水道総務課、営業課、工務課、配水課、水管理センター及び下水道計画課における事務事業のうち、主として平成20年4月1日から同年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

水道料金及び公共下水道使用料収入状況（水道総務課・営業課）

委託料支出状況

工事請負費支出状況（水道総務課・配水課・水管理センター）

賃借料支出状況（水道総務課・工務課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 水道総務課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

なお、平成26年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 工事請負費支出状況について

特になし。

2 水道総務課・営業課

(1) 水道料金及び公共下水道使用料収入状況について

特になし。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

3 水道総務課・工務課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

なお、平成26年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(2) 賃借料支出状況について

特になし。

なお、前回定期監査等において、複数年度にわたる土地賃貸借契約について、債務負担行為の設定又は契約条項中に解除規定のないものが見受けられたと指摘した点については、今回も一部に同様の状況が見受けられた。しかしながら、新年度以降改善される見込みである。

4 水道総務課・配水課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

(2) 工事請負費支出状況について

特になし。

5 水道総務課・水管理センター・下水道計画課

(1) 委託料支出状況について

特になし。

(2) 工事請負費支出状況

特になし。

(掲示済)

